

オープンカウンターの見積合わせに関する注意事項

- (1) 見積書は契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載して下さい。
- (2) オープンカウンターは随意契約であり、業者登録区分以外の取扱商品に対する見積合わせへの参加も可能です。
ただし、業種「03-01 医療用機械器具」の案件については、広島市の登録種目「03-01 医療用機械器具」に登録されている者のみ参加することができます。
- (3) 調達物品が仕様書において複数のメーカーから選択することとされている場合には、選択したメーカーが特定できるよう、機構のホームページ「入札・契約情報→各種帳票・様式」の中にある「《オープンカウンター》内訳書」をダウンロードし、業者名とメーカー名を記入の上、見積書に添付してください。
- (4) 複数の物品を一括して発注している場合（見積依頼書において、品名が複数行記載してあるもの）には、個々の物品ごとに見積金額を記載してください。この場合、個々の物品ごとに予定価格を設定していますので、1点でも予定価格を超えるときには、見積総額が予定価格の範囲内であっても、当該見積書を「無効」の取扱いとします。
- (5) ただし、見積書作成負担軽減の観点から、平成27年10月19日以降のオープンカウンター公募分から、(4)の事由により当該見積書が「無効」となる案件や、参加者全員の見積総額が予定価格を超過する案件については、1回に限り、当該案件の最低見積総額提示者から、順次、価格交渉を行い、両者で合意した場合には、契約の相手方として決定する取扱いとします。
- (6) 契約金額(消費税込)が100万円を超える場合、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付していただきます。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結した場合や、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、誠実に履行している場合は、契約保証金の納付を免除します。

【参考】(4)の事例：見積依頼書において、品名が複数行記載してあるもの

品名コード		品名	規格/型番/メーカー等	単位	数量	決定金額	発注所発注番号	
発注箇所							項目	受発
1	03106-03009	超音波診断装置	（保証書）新島製機社 引取書11	部	12			
2	03106-03009	超音波診断装置	（保証書）新島製機社 引取書11	部	12			
3	03106-03009	超音波診断装置	（保証書）新島製機社 引取書11	部	12			
4	03106-03009	超音波診断装置	（保証書）新島製機社 引取書11	部	12			
合 計								

